

平成29年度

ちゅらさん保育園 園長 仲村 由香

保護者の皆様へ

感染症による「保育園登園停止期間の基準」について

保育園では、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の子どもたちへうつす恐れがありますので、登園を遠慮して頂いています。
医師の診断及び治療を受けられ、病気が軽快し他の園児にうつす恐れがなくなりましたら、医師より「登園許可証明書」に記入してもらい保育園へ提出して下さい。

※中には医師の「登園許可証明書」が必要ない感染症もありますので
別紙で確認をお願いします。

保育園は、乳幼児が集団で長期間生活を共にする場です

別紙の感染症と診断されましたら、登園に際しては以下の配慮をお願いします。

- ① 園内での感染症の集団発生につながらないこと。
- ② 子どもの健康（身体）状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復していること
- ③ 「登園許可証明書」が必要な感染症の場合、証明書を提出してから登園すること
- ④ 登園停止の必要のない疾患であっても診断は必要です。受診後、保育園に伝えて下さい。
- ⑤ 回復したと判断し登園した後、病状が再発した場合はご連絡致します。

☆上記の基準は、「学校保健安全法施行規則」に準じています。

☆平成24年4月1日「学校保健安全法施行規則改正」に伴い変更するものです。

☆当園の基準によりインフルエンザの「登園許可証明書」は不要としております

別紙の登園停止期間の基準をご確認下さい。

感染症による「保育園登園停止期間の基準」を確認しご理解頂けましたら

下記にサインシクラス担任へ提出をお願いします。

乳幼児の集団生活において、とても重要なことですので保護者の皆様の確認サインを
頂いております。ご協力をお願いします。

..... きりとり

感染症による「保育園登園停止期間の基準」について、内容を確認しました。

平成29年 月 日

組

保護者名

印